

個人住民税が課税されない人

(1)均等割・所得割のどちらも課税されない人

- ・1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障がい者、寡婦（夫）、未成年者で**合計所得金額(※B)**が135万円以下の人

(2)均等割額が課税されない人

前年中の**合計所得金額(※B)**が下表の金額以下の人

扶養人数	合計所得金額	(参考) 給与収入金額
0人	380,000円	930,000円
1人	828,000円	1,378,000円
2人	1,108,000円	1,683,999円
3人	1,388,000円	2,099,999円
4人以上	1人増えるごとに 280,000円加算	扶養人数により 異なる

※扶養人数とは、控除対象配偶者と扶養親族（16歳未満の年少扶養親族も含む。）の合計数です。

(3)所得割が課税されない人

前年中の**総所得金額等(※A)**の合計額が下表の金額以下の人

扶養人数	総所得金額等の合計 額	(参考) 給与収入金額
0人	450,000円	1,000,000円
1人	1,120,000円	1,703,999円
2人	1,470,000円	2,215,999円
3人	1,820,000円	2,715,999円
4人以上	1人増えるごとに 350,000円加算	扶養人数により 異なる

※扶養人数とは、控除対象配偶者と扶養親族（16歳未満の年少扶養親族も含む。）の合計数です。

(※A)総所得金額等とは

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長・短期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

①事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額
（損益通算後の金額）

②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、次の繰越控除を受けている場合は、**その適用後の金額**をいいます。

- ・純損失や雑損失の繰越控除
- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- ・上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- ・先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

(※B)合計所得金額とは

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長・短期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

①事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額
（損益通算後の金額）

②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、「(※A)総所得金額等」で掲げた繰越控除を受けている場合は、**その適用前の金額**をいいます。